

11 月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は、どこにでも起こりうることであり、社会全体で解決すべき問題です。日ごろから子どもたちに関心を持ち、虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身が出産や子育てに悩んだときには、市の窓口や児童相談所に連絡してください。

■連絡先 「虐待かな？」と感ずることがあれば下記へご連絡ください。

- ・うきは市福祉事務所子育て支援係 Tel0943-75-4961
- ・福岡県久留米児童相談所 Tel0942-32-4458
- ・児童相談所全国共通3桁ダイヤル Tel189（いちはやく）



■相談・通告

※虐待の相談・通告は、匿名でできます。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

★家庭児童相談もご利用ください。

家庭児童相談員が家庭での心配事・悩み事の相談に随時応じています。

○家庭児童相談専用電話 Tel0943-73-9151（月～金曜日 9時～17時）

12 月はSTOP滞納!! 県下一斉徴収強化月間

～わすれていませんか、「納税」を。～

うきは市では、福岡県及び県内市町村と連携し、個人住民税をはじめとする地方税の徴収率の向上と滞納の縮減を図るため、12月を「県下一斉徴収強化月間」と位置づけ、県下一斉に広報による納税推進、滞納者に対する催告の強化、差押やタイヤロック、搜索等の滞納処分の強化など様々な徴収対策に取り組めます。この機会に、納め忘れの税金がないか確認しましょう。

<<うきは市の取組>>

- 訪問、催告、差押や搜索など滞納処分の強化
- 合同公売会 ■日時 11月26日（日）9時30分開場（10時入札開始）
■会場 久留米市北野町生涯学習センター



<<納税に関するお問合せ>>

税金の種類に応じて、各市町村または県税事務所の収納窓口となります。必ず納税通知書等によりご確認ください。

●問合せ 徴収対策室徴収対策係 Tel75-4977

第三者行為で、国民健康保険を使って 治療をされた場合は届け出が必要です！

○第三者行為とは

第三者（自分以外の人）が原因でけがや病気の治療を受けることになった場合を指します。

主な例として、交通事故がこれにあたります。また、飲食店などの食中毒やけんかなどの傷害事件、他人の飼い犬に噛まれた場合などが対象となります。
※自損事故は第三者行為にはなりませんが、届け出をしてください。なお、飲酒運転や、無免許運転による負傷などの悪質な法令違反の場合は、給付対象にはなりません。



○医療費は相手（第三者）が負担

交通事故などにより病院にかかった場合の治療費は、過失割合に応じて相手（第三者）が負担します。国民健康保険を使って治療を受けた場合は、一部負担金以外を国民健康保険が一旦支払い、後日、相手に請求することになります。

国民健康保険を使うときは必ず市民生活課国保・年金係へ届け出てください。

●問合せ 市民生活課国保・年金係 Tel75-4973